

令和8年3月3日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	県土整備局における組織再編について	1
II	厚木南合同庁舎再整備事業について	2
III	入札制度「かながわ方式」の一部改善について	4
IV	かながわのみちづくり計画の改定案について	8
V	神奈川県無電柱化推進計画の改定案について	12
VI	相模灘沿岸海岸保全基本計画の改定案について	15
VII	下水管の全国特別重点調査の実施状況について	19
VIII	流域下水道の下水管の破損事故について	22
IX	県営住宅におけるPFI事業の検証結果について	26
X	神奈川県耐震改修促進計画の改定案について	29

I 県土整備局における組織再編について

令和8年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

1 リニア中央新幹線推進事務所の廃止

リニア中央新幹線に係る用地取得事務等の事業進捗に伴い、リニア中央新幹線推進事務所を廃止する。

現 行	再編後
【県土整備局】 <u>リニア中央新幹線推進事務所</u>	【県土整備局】 〔廃止〕

2 再編の時期

令和8年4月1日

II 厚木南合同庁舎再整備事業について

厚木南合同庁舎は、昭和47年の建設から50年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、庁舎の建替えを実施するものである。

1 既存施設の概要

所在地：厚木市田村町2-28

敷地面積：約6,000m²

建築物：本館他3棟 [築54年]

延床面積：約7,150m²

入庁機関：厚木土木事務所、技術管理課厚木南駐在事務所^{※1}、砂防課厚木南駐在事務所、リニア中央新幹線推進事務所^{※2}、都市整備技術センター^{※1}

※1 再整備により厚木市の複合施設に移転予定

※2 令和8年3月31日閉所予定

<位置図>



小田急線本厚木駅から徒歩約7分

<現在の配置図>



<厚木南合同庁舎外観>



2 事業概要

(1) 新たな施設の概要

現在の敷地内で建替を行い、施設全体で脱炭素化するZEB（ゼロエネルギービルディング）の導入を目指すとともに、浸水対策として非常用発電設備等を含めた機械室を2階以上に設置する。

なお、本事業は、工期の短縮やコストの低減が期待でき、設計の段階から施工会社の技術力を反映可能な、設計施工一括発注方式で発注を行う。

入庁機関：厚木土木事務所、砂防課厚木南駐在事務所、企業庁厚木水道営業所、寒川浄水場施設部施設課伊勢原分室、
パスポートセンター県央支所

(2) アドバイザリー業務の実施

庁舎の設計の提案を受けるにあたっては、発注者が求める性能や品質、水準を明確に示した要求水準書の作成が必要であり、令和8年度に専門的な知識を有する者からの的確な助言を得る。

(3) 整備期間中の業務について

現在、厚木南合同庁舎に入庁している厚木土木事務所及び砂防課厚木南駐在事務所については、厚木市内の他の県有施設へ移転し、業務を継続する。

3 スケジュール（予定）

令和8年度	アドバイザリー業務の実施
令和9～10年度	入札準備及び実施、利用者に対する周知、他の県有施設へ移転
令和11～12年度	除却設計・新庁舎設計・現庁舎除却工事
令和13～15年度	新庁舎建築工事
令和15年度中	新庁舎供用開始

Ⅲ 入札制度「かながわ方式」の一部改善について

1 改善の趣旨

県では、公共工事の品質を確保するとともに、県内の中小建設事業者の健全育成を図るため、入札制度「かながわ方式」において、国の制度をベースにした最低制限価格制度を導入している。このたび、昨今の物価高騰等による工事価格の急激な上昇を踏まえ、最低制限価格制度（最低制限価格率）の改善を行う。

2 近年の物価高騰等への対応の経緯

県は、これまでの物価高騰等の対応として、平成26年度以降、年度ごとに設定している設計労務単価を1か月前倒しして毎年3月1日に改定するとともに、令和4年10月以降は、4半期ごとに改定していた資材等単価を、毎月の改定に変更し、可能な限り最新の実勢価格を工事価格に反映できるようにしている。

また、インフレスライド条項等を適用し、契約後の価格変動にも対応できるようにしている。

3 改善の必要性

県内の中小建設事業者の健全育成に配慮するため、全体の約8割の件数を占める低価格帯の工事の最低制限価格率を国よりも高くなるように設定してきたが、昨今の物価高騰等により、工事価格が急激に上昇したことで、国よりも高くなる工事の件数が全体の約6割まで減少している。

そうした中、担い手不足など厳しい経営環境にある中小建設事業者が、今後も、インフラの整備や維持管理の担い手として、また、災害時の地域の守り手としての役割を果たし続けていくためには、経営環境の改善を図り、担い手確保の取組を促進していくことが重要となっている。

4 改善の概要

最低制限価格率が国よりも高くなる工事の価格帯を引き上げるため、土木、建築及び水道工事の最低制限価格率の算定式について、「現場管理費」の算入率の計算に用いる「工事規模による補正係数（ α ）」の工事価格帯を引き上げる。また、土木工事については、「施工困難さによる補正係数（ β ）」の対象金額を5千万円未満から7千万円未満に引き上げる。（詳細は参考のとおり）

その結果、最低制限価格率が国よりも高くなる工事の件数が全体の約8割まで回復し、最低制限価格率も、一部の工事を除き1～3%程度上がることになる。

5 適用時期

令和8年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。また、適用に当たっては、事前に建設業界等へ丁寧な周知を行う。

(参考)

最低制限価格率 (%) の算定式

【土木工事等】

最低制限価格率 (%)

$$= [\{ \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費 (積上分)} \times 1.0 + \text{共通仮設費 (率分)} \times 0.9 \\ + \text{現場管理費} \times (0.8 \times \alpha^{**} + \beta^{**}) + \text{一般管理費等} \times 0.68 \} / \text{工事価格}] \times 100$$

※ α : 工事規模による補正係数

(現行) 工事価格	規模補正係数 α	(改定) 工事価格
1 千万円未満	1.30	1 千万円未満
1 千万円以上～3 千万円未満	1.20	1 千万円以上～ <u>4 千万円</u> 未満
3 千万円以上～5 千万円未満	1.10	<u>4 千万円</u> 以上～ <u>7 千万円</u> 未満
5 千万円以上～1 億 5 千万円以下	1.00	<u>7 千万円</u> 以上～ <u>2 億円</u> 以下
1 億 5 千万円超～5 億円以下	0.90	<u>2 億円</u> 超～ <u>7 億円</u> 以下
5 億円超～8 億円以下	0.80	<u>7 億円</u> 超～ <u>11 億円</u> 以下
8 億円超	0.70	<u>11 億円</u> 超

※ β : 施工困難さによる補正係数 (0.04)

(現行)

(改定)

設計金額 5 千万円未満の工事 → 設計金額 7 千万円未満の工事

【建築工事等】

最低制限価格率 (%)

$$= [\{ \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費 (積上分)} \times 1.0 + \text{共通仮設費 (率分)} \times 0.7 \\ + \text{現場管理費} \times 0.8 \times \alpha^{**} + \text{一般管理費等} \times 0.68 \} / \text{工事価格}] \times 100$$

※ α : 工事規模による補正係数

(現行) 工事価格	規模補正係数 α	(改定) 工事価格
2 千万円未満	1.20	<u>3 千万円</u> 未満
2 千万円以上～5 千万円未満	1.10	<u>3 千万円</u> 以上～ <u>7 千万円</u> 未満
5 千万円以上～1 億 5 千万円以下	1.00	<u>7 千万円</u> 以上～ <u>2 億円</u> 以下
1 億 5 千万円超～7 億円以下	0.90	<u>2 億円</u> 超～ <u>10 億円</u> 以下
7 億円超～10 億円以下	0.80	<u>10 億円</u> 超～ <u>14 億円</u> 以下
10 億円超	0.70	<u>14 億円</u> 超

【水道工事等】

最低制限価格率（％）

$$= [\{ \text{直接工事費} \times 1.0 + \text{共通仮設費（積上分）} \times 1.0 + \text{共通仮設費（率分）} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 \times \alpha^{**} + \text{一般管理費等} \times 0.68 \} / \text{工事価格}] \times 100$$

※ α ：工事規模による補正係数

（現行）工事価格	規模補正係数 α	（改定）工事価格
2千万円未満	1.20	<u>3千万円</u> 未満
2千万円以上～5千万円未満	1.10	<u>3千万円</u> 以上～ <u>7千万円</u> 未満
5千万円以上～1億5千万円以下	1.00	<u>7千万円</u> 以上～ <u>2億円</u> 以下
1億5千万円超～5億円以下	0.90	<u>2億円</u> 超～ <u>7億円</u> 以下
5億円超～8億円以下	0.80	<u>7億円</u> 超～ <u>11億円</u> 以下
8億円超	0.70	<u>11億円</u> 超

直接工事費：工事目的物の完成に必要な現場作業員の人件費、資材費など

共通仮設費：現場の安全対策費や建設機械の運搬費など

現場管理費：現場を管理する技術者の人件費や現場作業員の安全訓練費など

一般管理費等：本店支店の従業員の人件費や会社運営経費など

工事価格（税抜き）：直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の総和

IV かながわのみちづくり計画の改定案について

1 計画の概要

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤である。

「かながわのみちづくり計画（以下「本計画」という。）」は、本県の交通施策に関する部門別計画である「かながわ交通計画」を支える、道路部門の実施計画である。

2 改定の趣旨

本計画に基づき道路事業を進め、県土構造の骨格となる自動車専用道路等が順次開通したことで、広域的な移動性の向上など、様々な効果が現れているものの、依然として道路が混雑している箇所も多くあり、引き続き、道路の整備を進めていく必要がある。

また、激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震に対応するため、強靱な道路ネットワークの構築が重要であり、加えて、建設後50年を経過する橋りょうやトンネル等の道路施設が一層増加する中、老朽化対策を着実に進めていく必要がある。

こうした道路を取り巻く状況に対応し、限られた財源のもと、より効率的・効果的に道路事業を推進するため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和7年4月～8月	市町村からの意見聴取
令和7年8月～9月	有識者への意見聴取、改定素案の取りまとめ
令和7年9月	建設・企業常任委員会に改定素案を報告
令和7年10月～11月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和7年10月15日 ～ 令和7年11月13日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 県のたより10月号への掲載 エ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数29件）

A 改定案に反映した意見	3 件
B 既に反映している意見	16 件
C 今後の参考とする意見	6 件
D 反映できない意見	4 件
E その他(質問、感想等)	0 件

(3) 県民意見の例（概要）

A 改定案に反映した意見

- ・ 道路活用計画「交通流の円滑化」の取組において、「線形がきつい箇所改良」を記載してほしい。

B 既に反映している意見

- ・ 全国各地で大規模な災害が発生しており、災害対応力の強化にしっかりと取り組んでほしい。

C 今後の参考とする意見

- ・ 現在事業が進んでいる県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の改良事業について、住民説明会を開催し、情報提供や地元の意見を聴取しながら事業を推進してほしい。

D 反映できない意見

- ・ 延長が500メートルを超えるトンネルについては、トンネル内を通行する車両数を制限してほしい。

5 改定案の概要

(1) 計画改定の考え方

道路を取り巻く状況に対応するため、目指すべき道路の姿を、「防災力の強化を支える道路」、「経済活動の活性化を支える道路」、「県民生活を支える道路」と定め、その実現に向けた施策は、現計画で採用している「整備」、「活用」、「維持管理」の3つの視点から整理する。

(2) 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(3) 本計画の構成

本計画は、道路事業における基本的な考えを示す「本編」と、主な事業箇所を掲載する「事業箇所編」の2部構成とする。

ア 本編

必要な幹線道路網を整備する「道路整備計画」、今ある道路を最大限に活用する「道路活用計画」、適切な維持管理を実施する「道路維持管理計画」の3つの計画で構成する。

(ア) 道路整備計画

- ・自動車専用道路網等の整備
- ・幹線道路網の整備

(イ) 道路活用計画

- ・災害対応力の強化（土砂崩落対策、無電柱化の推進など）
- ・交通安全の確保（歩道、自転車通行空間の整備など）
- ・交通流の円滑化（交差点改良など） など

(ウ) 道路維持管理計画

- ・老朽化対策の実施
- ・継続的な維持管理の実施（道路パトロールなど） など

イ 事業箇所編

県民目線でより分かりやすい計画となるよう、道路整備計画の事業箇所に加えて、新たに道路活用計画の事業箇所を明示することとし、これらの事業箇所を土木事務所単位で掲載する。

6 今後の予定

令和8年3月 本計画を改定・公表

<目指すべき道路の姿>

(1) 防災力の強化を支える道路

<取組方針>

- ア 強靱な道路ネットワークの構築
- イ 道路の災害対応力の強化

(2) 経済活動の活性化を支える道路

<取組方針>

- ア 自動車専用道路ネットワークの構築と機能強化
- イ 産業・物流拠点へのアクセス強化
- ウ 観光振興に資する周遊ネットワークの構築

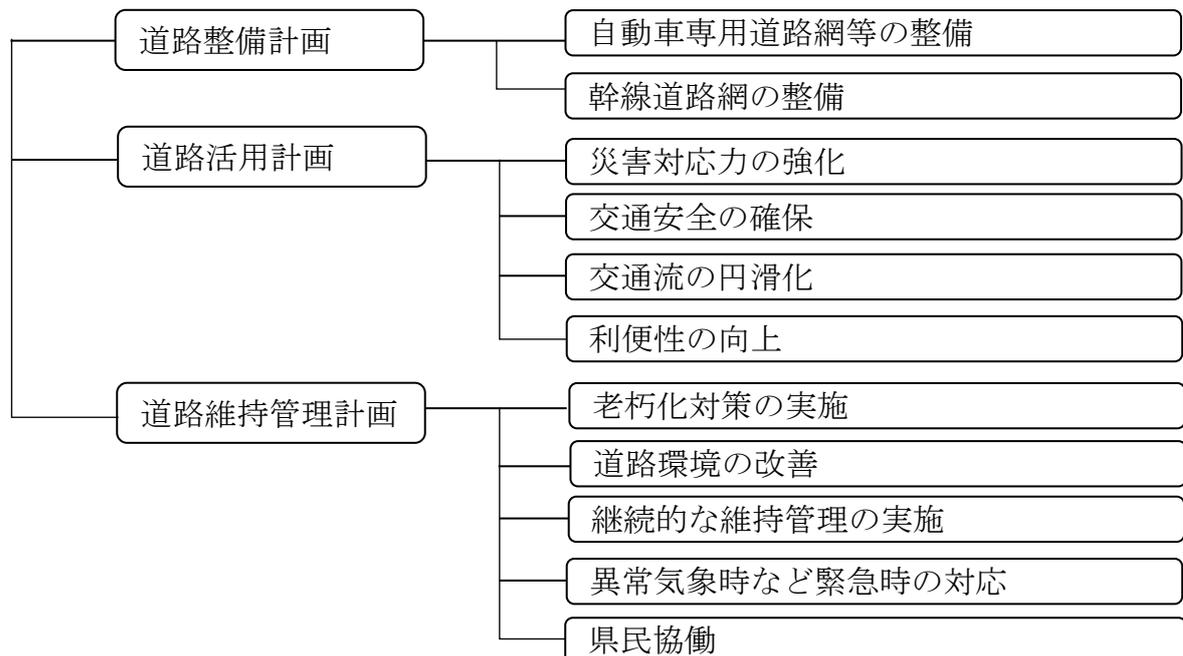
(3) 県民生活を支える道路

<取組方針>

- ア 道路の安全性向上
- イ 戦略的な維持管理

<かながわのみちづくり計画改定案の構成>

【本編】



【事業箇所編】

道路整備計画	： 今後 10 年間で実施する主な箇所 (68 箇所)
道路活用計画	： 今後 5 年間で実施する主な箇所 (133 箇所)

※ 7つの土木事務所ごとに主な事業箇所表・箇所図を掲載

V 神奈川県無電柱化推進計画の改定案について

1 計画の概要

「神奈川県無電柱化推進計画（以下、「本計画」という。）」は、平成28年に施行された「無電柱化の推進に関する法律」を受け、国が策定した無電柱化推進計画を基本として、本県の無電柱化の推進に関する基本的な方針、計画の期間、施策等を定めるものである。

2 改定の趣旨

本計画は、令和7年度に計画期間の終了を迎えるが、令和8年度以降も引き続き無電柱化を推進する必要があるため、本計画を改定する。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和7年5月～	市町村との意見交換
令和7年10月～11月	改定素案の取りまとめ
令和7年12月	建設・企業常任委員会に改定素案を報告
令和7年12月～令和8年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和7年12月22日 ～ 令和8年1月20日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数3件）

A 改定案に反映した意見	1 件
B 既に反映している意見	1 件
C 今後の参考とする意見	0 件
D 反映できない意見	0 件
E その他(質問、感想等)	1 件

(3) 県民意見の例（概要）

A 改定案に反映した意見

- ・ 新規に建設する道路は原則として電柱を建てない方針とするなど、もう一步踏み込んだ記載はできないか。

B 既に反映している意見

- ・ 地域毎の特性を把握したうえで、地盤改良工事や強度の高い次世代管への付け替えなど、相応の対応をしていただきたい。

E その他（質問、感想等）

- ・ 川崎市高津区の溝の口駅から高津駅周辺の電線地中化を強く要望する。

5 改定案の概要

(1) 改定の背景

県は、令和元年7月に本計画を策定し、それまでの電線地中化の取組を引き継ぎ、県管理道路の無電柱化を推進してきた。

令和4年3月には本計画を改定し、事業に着手する箇所を大幅に増やしたが、無電柱化事業は多くの時間と費用がかかるため、整備が進んでいないのが実状である。

そこで、より効率的・効果的に無電柱化事業を推進することとし、本計画を改定する。

(2) 無電柱化の推進に関する基本的な方針

「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成」の3つの観点に基づき、無電柱化を推進している。

今回の改定では、3つの観点を継承しつつ、無電柱化事業の効率性と効果を少しでも高めるため、県管理道路と市町村管理道路の一体的な無電柱化や、観光面から富士山の眺めが良くなる箇所の無電柱化といった要素も踏まえたうえで、特に重要な以下の区間について、優先的に事業に取り組む。

ア 防災

緊急輸送道路のうち、高速道路ICから防災拠点（市町村庁舎などの災害対策本部、災害時に医療救護活動の中心となる災害拠点病院など）を結ぶ区間や、これら防災拠点の周辺

イ 安全・円滑な交通確保

市町村の移動円滑化基本構想で定められた重点整備地区、乗降客数の多い駅周辺

ウ 景観形成

市町村の景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺、駅前商店街の目抜き通り

(3) 無電柱化の推進に関する施策等

ア 無電柱化の事業手法の決め方

電線共同溝方式などの無電柱化の事業手法については、電線管理者等との調整を踏まえ決定する。

また、道路の新設に併せた電線共同溝の整備に取り組むほか、市街地再開発事業等では電線管理者に無電柱化の実施を要請する。

イ 道路占用制度の運用による促進

緊急輸送道路における電柱の新設を制限する。また、埋設管等の占用料の減免措置を講じることにより、無電柱化を促進する。

ウ 関係者間の連携強化

国、県、市町村、電線管理者等からなる県無電柱化地方協議会などを活用して、関係者間の連携を強化し、効率的・効果的な整備に努める。

エ 広報・啓発

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるため、広報・啓発を行う。

(4) 実施計画

令和8年度から令和12年度の5年間を計画の期間とし、31.5km(52箇所)の区間において無電柱化事業を推進する。このうち、5.9km(11箇所)の区間で新たに事業に着手するとともに、3.5km(7箇所)の区間で事業を完了することを目標とする。

6 今後の予定

令和8年3月 本計画を改定・公表

VI 相模灘沿岸海岸保全基本計画の改定案について

1 計画の概要

海岸の防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸保全を目的とした海岸法において、国は「海岸保全基本方針」を定め、県は、この方針に基づいた「海岸保全基本計画」を定めるよう規定されている。

「相模灘沿岸海岸保全基本計画」（以下「本計画」という。）は、三浦市剣崎から静岡県境までの相模灘沿岸における海岸保全施設の整備に関する基本的な事項などを定めた計画として、平成16年に策定され、過去2回の改定を行っている。

2 改定の趣旨

海岸保全基本方針が令和2年11月に変更され、将来の気候変動の影響による海面水位の上昇や、台風の強大化等にも対応できるよう防護に必要な高さ（計画上の護岸等の高さ）を定めることとされたため、本計画を改定することとした。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和4年5月	学識者、国、県、市町で構成した「相模灘沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」を設置
令和4年5月～令和7年3月	計7回の「相模灘沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」を開催
令和7年11月	学識者や海岸利用者等で構成する「相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会」を開催し、改定素案を取りまとめ
令和7年12月～令和8年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	「相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会」を開催し、県民意見を反映した改定案取りまとめ

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民などに公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和7年12月22日 ～ 令和8年1月20日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 県のたより1月号への掲載 エ 報道機関への情報提供

(2) 反映状況（意見総数5件）

A 改定案に反映した意見	2 件
B 既に反映している意見	1 件
C 今後の参考とする意見	2 件
D 反映できない意見	0 件
E その他(質問、感想等)	0 件

(3) 県民意見の例（概要）

A 改定案に反映した意見

- SDGsのGOAL項目設定で「海の豊かさを守ろう」も位置付けるべき。

B 既に反映している意見

- 人工リーフ等は、過度な静穏化を招き、浮泥の堆積が藻類の生育を阻害し、磯焼けを起こす可能性があるなどの課題があることを記載するべき。

C 今後の参考とする意見

- 茅ヶ崎海岸柳島地区の防護については、沖合で波の力が弱くなるよう、遠浅の海岸に再構築してほしい。

5 主な改定内容

本計画では、2100年時点で気温が2℃上昇した場合、海面水位は38cm上昇、台風を中心気圧は現計画で想定している伊勢湾台風級よりも10hPa低くなることを前提に、計画上の護岸等の高さを算定し、海岸保全施設の基本的な整備方針を取りまとめた。

6 今後の予定

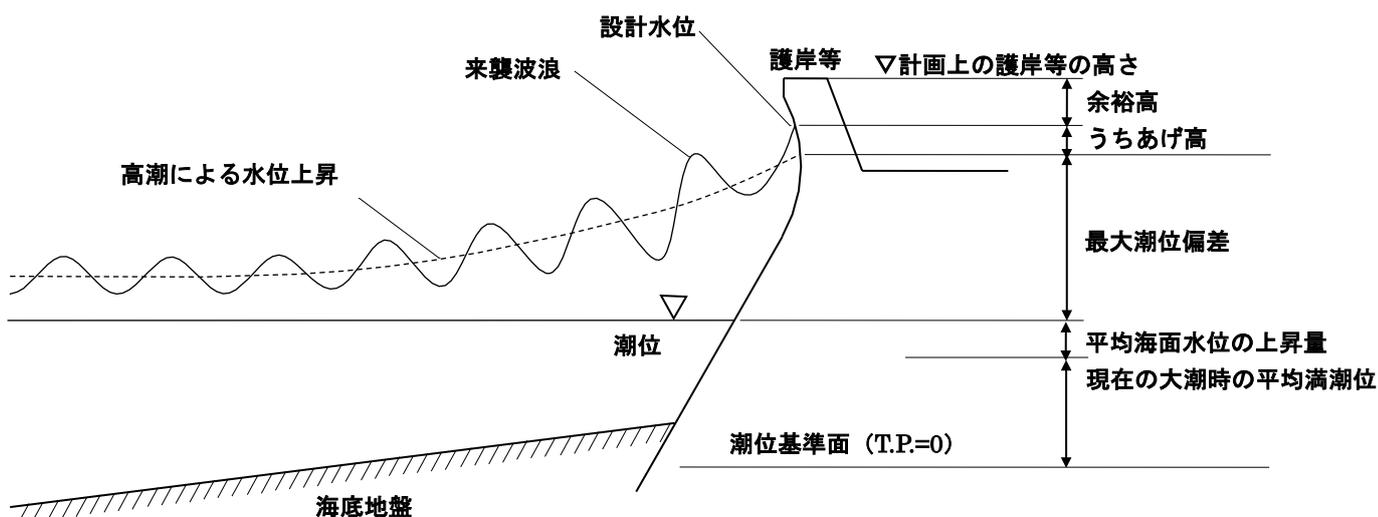
令和8年3月 本計画を改定・公表

＜計画上の護岸等の高さの考え方＞

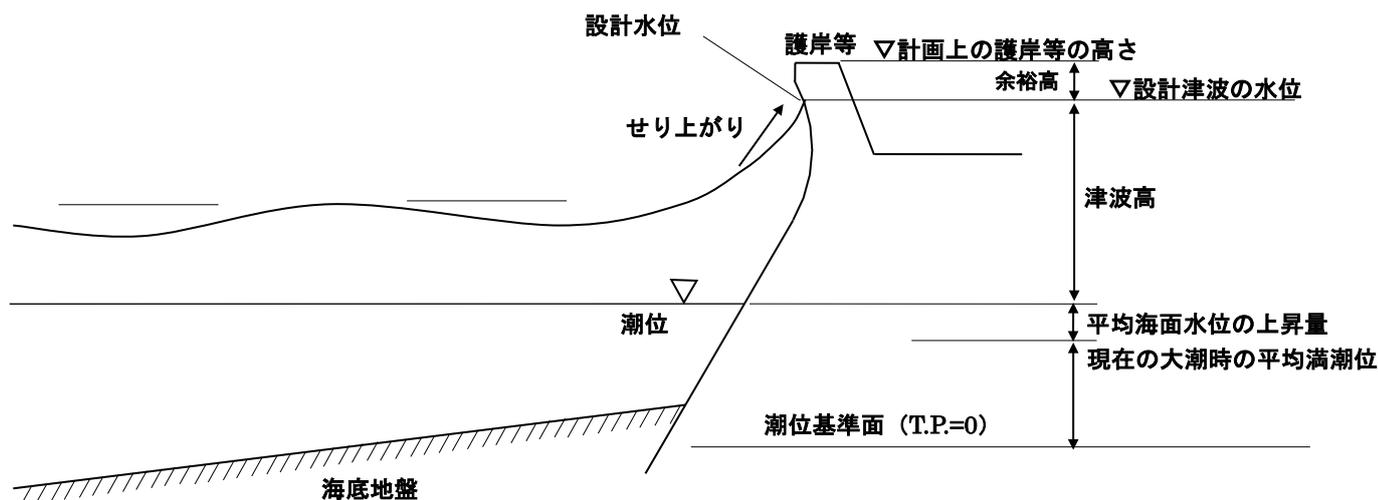
「高潮・波浪に対して必要となる高さ」と「津波に対して必要となる高さ」を比較して、高い方の値を「設計水位」として設定する。

この「設計水位」を基に、各海岸の「計画上の護岸等の高さ」を設定する。

○ 高潮・波浪に対して必要となる高さ



○ 津波に対して必要となる高さ



<気候変動を考慮した計画上の護岸等の高さ>

ブロック区分	海岸名	地域海岸名	番号	地区海岸名	①現行計画	②改定計画	現行計画との差 ②-①=
					計画上の護岸等の高さ (T.P.m)	計画上の護岸等の高さ (T.P.m)	
横須賀	間口漁港	三浦半島南部地域	1	松輪	4.7	5.0	0.3
	毘沙門漁港		2	毘沙門	4.7	6.5	1.8
	三崎漁港		3	宮川	4.7	5.5	0.8
	三崎漁港		4	晴海	4.7	5.0	0.3
	三崎漁港		5	城ヶ島	6.5	8.0	1.5
	三崎漁港		6	三崎	6.5	8.0	1.5
	三崎漁港	三浦半島西部地域	7	白石	6.0	7.5	1.5
	三崎漁港		8	海外	6.0	7.5	1.5
	三崎漁港		9	諸磯	6.0	7.5	1.5
	三崎漁港		10	小網代	6.0	7.5	1.5
	初声漁港		11	三戸	6.0	7.5	1.5
	三浦(河)		12	初声	6.0	7.5	1.5
	三浦(河)		13	長浜	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		14	荒井	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		15	漆山	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		16	新宿	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		17	本港	6.0	7.5	1.5
	横須賀(河)		18	長井	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		19	井尻	6.0	7.5	1.5
	佐島漁港		20	谷戸芝	6.0	7.5	1.5
	佐島漁港		21	本港	6.0	7.5	1.5
	佐島漁港		22	芦名	6.0	7.5	1.5
	秋谷漁港		23	秋谷	6.0	7.5	1.5
	横須賀(河)		24	秋谷・海老田	6.0	7.5	1.5
	久留和漁港	25	久留和	6.0	7.5	1.5	
	横須賀(河)	26	秋谷・大崩浜田	6.0	7.5	1.5	
	葉山(河)	鎌倉・逗子・葉山地域	27	一色下山口	6.0	7.0	1.0
	真名瀬漁港		28	葉山	6.0	7.0	1.0
	葉山(河)		29	堀内	6.0	7.0	1.0
	葉山港(港)		30	葉山	6.0	7.0	1.0
	逗子(河)		31	逗子	6.0	7.0	1.0
	小坪漁港		32	小坪	6.0	7.0	1.0
	鎌倉(河)		33	由比ヶ浜	6.0	7.0	1.0
	鎌倉(河)		34	七里ヶ浜	6.0	7.0	1.0
腰越漁港	35-1		腰越(小動岬東側)	6.0	7.0	1.0	
腰越漁港	35-2		腰越(小動岬西側)	6.0	7.0	1.0	
藤沢	湘南港(港)	湘南海岸地域	36-1	藤沢(階段護岸)	6.0	7.0	1.0
	湘南港(港)		36-2	藤沢(江ノ島北護岸)	6.5	7.0	0.5
	湘南港(港)		36-3	藤沢(江ノ島南護岸)	6.5	7.5	1.0
	片瀬漁港		37	片瀬	6.5	7.0	0.5
	藤沢(河)		38	藤沢	6.5	7.0	0.5
	茅ヶ崎(河)		39-1	汐見台～菱沼	6.5	7.0	0.5
	茅ヶ崎(河)		39-2	東海岸南～中海岸	6.5	7.5	1.0
	茅ヶ崎漁港		40	南湖	6.5	7.0	0.5
	茅ヶ崎(河)		41	南湖～柳島	6.5	7.5	1.0
	平塚		平塚(河)	二宮・大磯西部地域	42	平塚	6.5
大磯(河)		43	大磯		6.5	7.5	1.0
大磯港(港)		44	大磯		6.5	7.5	1.0
大磯(河)		45	大磯		10.0	12.0	2.0
二宮(河)		46-1	二宮(東)		11.5	15.0	3.5
二宮漁港		47	梅沢		11.5	14.5	3.0
小田原	二宮(河)	46-2	二宮(西)	11.5	14.0	2.5	
	小田原(河)	小田原東部地域	48-1	前川	11.5	14.0	2.5
	小田原(河)		48-2	国府津	10.0	14.0	4.0
	小田原(河)		48-3	小八幡	10.5	12.0	1.5
	小田原(河)		48-4	東町	12.0	15.0	3.0
	小田原漁港		49	東町	12.0	15.0	3.0
	小田原漁港		50	浜町	7.0	8.5	1.5
	小田原漁港		51	本町	5.5	7.0	1.5
	小田原漁港		52	南町	10.0	12.0	2.0
	小田原漁港		53	早川※	10.0	9.5	-0.5
小田原(河)	54		根府川	7.5	8.0	0.5	
湯河原	真鶴港(港)	湯河原・真鶴南部地域	55	真鶴	10.0	12.0	2.0
	湯河原(河)		56-1	吉浜	6.5	8.5	2.0
	湯河原(河)		56-2	門川	7.0	7.5	0.5

※ 53小田原漁港海岸（早川地区）は、小田原漁港の新港整備によりうちあげ高が低くなるため、将来の防護水準が現行計画よりも低い

Ⅶ 下水管の全国特別重点調査の実施状況について

1 概要

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国が設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」からの提言を踏まえ、国は、全国の下水道管理者に対し、下水管の全国特別重点調査を要請し、本県でも令和7年4月から令和8年2月にかけて調査を実施した。

2 対象

県が管理する下水管（延長約174km）のうち、管の内径が2m以上かつ設置後30年が経過した下水管（延長約61km）。

3 調査結果

テレビカメラによる目視調査の結果、直ちに大規模な陥没につながる破損等は認められなかったが、補修等の対策の必要がある延長は以下のとおり。

なお、今回の調査は、従来、県が実施してきた定期点検に比べて、劣化の判定基準を強化し判定している。

- ・緊急度Ⅰ（原則1年以内に速やかに対策を実施）

延長 約 2.3km

- ・緊急度Ⅱ（応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施）

延長 約 5.0km

（単位：km）

	相模川流域	酒匂川流域	計
緊急度Ⅰ	約 2.1	約 0.2	約 2.3
緊急度Ⅱ	約 4.9	約 0.1	約 5.0
計	約 7.0	約 0.3	約 7.3

4 今後の予定

緊急度Ⅰについては、来年度、速やかに補修等の対策を実施し、緊急度Ⅱについては、令和12年度までに補修等の対策を実施し、下水管の健全性を確保していく。

また、緊急度Ⅰ・Ⅱについては、速やかに、管の周囲に空洞が生じていないか調査を行い、空洞が確認された場合は、道路管理者と連携し、補修を行う。

参考資料

全国特別重点調査の内容

1 テレビカメラ調査

下水管の内部に専用のテレビカメラを入れて調査し、劣化状況を専門家が判定する。

2 専門家による再チェック

直近3年以内にテレビカメラ調査を実施した箇所に関し、カメラ映像などの過去の調査結果を専門家が再判定する。

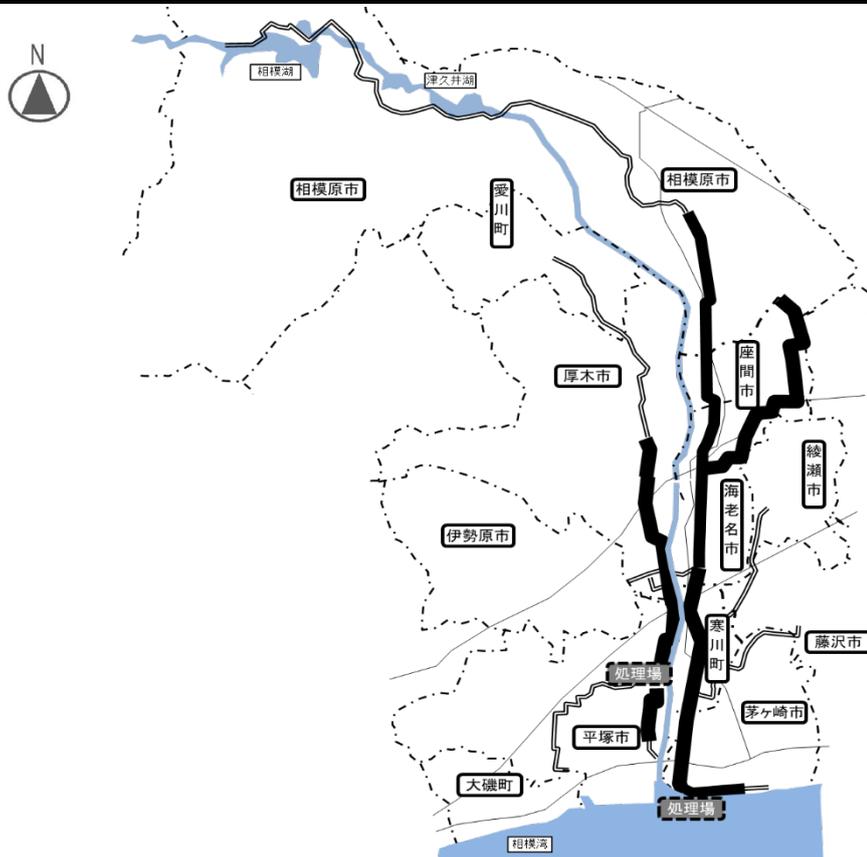
(単位：km)

	相模川流域	酒匂川流域	計
テレビカメラ調査	約 21.9	約 1.1	約 23.0
再チェック	約 35.5	約 2.0	約 37.5
計	約 57.4	約 3.1	約 60.5



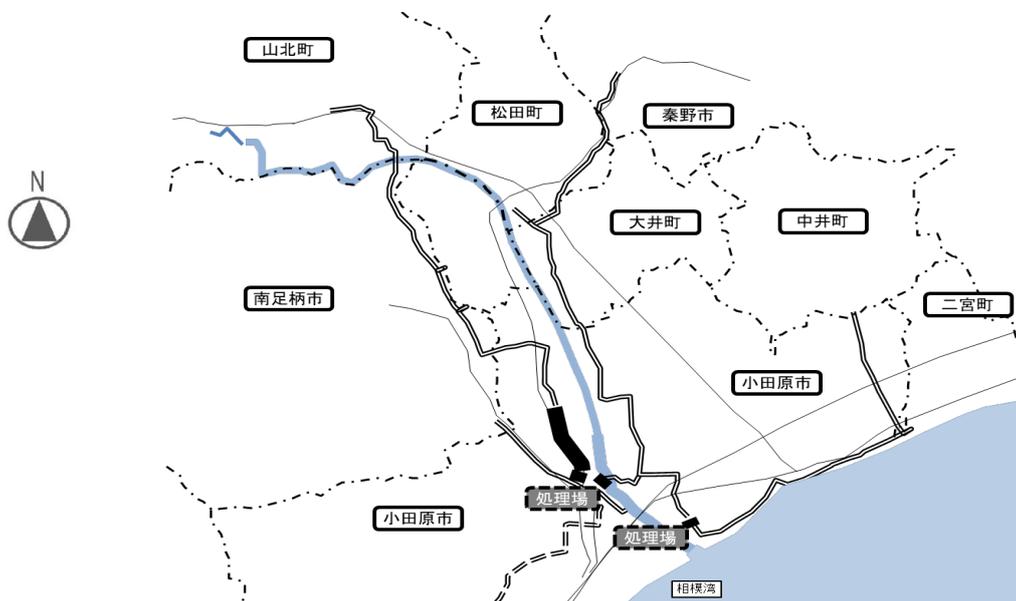
全国特別重点調査実施箇所図

相模川流域下水道	調査実施延長	約57.4km
	緊急度Ⅰ	約2.1km
	緊急度Ⅱ	約4.9km



両流域の合計	調査実施延長	約60.5km
	緊急度Ⅰ	約2.3km
	緊急度Ⅱ	約5.0km

酒匂川流域下水道	調査実施延長	約3.1km
	緊急度Ⅰ	約0.2km
	緊急度Ⅱ	約0.1km



VIII 流域下水道の下水管の破損事故について

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）発注のシールド工事により、県が管理する流域下水道の下水管が破損した事故について、現在の状況等を報告する。

1 現在の状況

県は、相模原市と連携して、有識者で構成する流域下水道管破損事故対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催し、二次災害防止対策や下水管の復旧方法などについて検討を進めるとともに、東京電力を中心に、以下の取組を実施中。

(1) 路面変状等のモニタリング

路面の変状や空洞の有無等のモニタリングの結果、これまでに路面の沈下や空洞の発生などの異常は確認されていない。

引き続き、定期的なモニタリングを継続し、周辺住民等に情報を発信していく。

<東京電力が実施している主なモニタリング項目>

- ・路面の変状調査 : 令和7年8月29日～（1回／2時間）
- ・空洞調査 : 9月3日～（1回／1週間）
- ・管内カメラ調査 : 9月6日～（1回／1週間）
- ・地盤の変状計測 : 10月29日～（常時（1回／分））

(2) 二次災害防止対策

ア 地下水の流入防止

令和7年10月5日から止水作業に着手し、令和8年1月22日に完了。

イ 下水管内の堆積物の除去

令和7年10月28日から下水管内に堆積している約50m³の土砂及び破損部材の除去作業に着手し、令和8年1月6日に完了。

(3) 復旧方法

令和8年3月2日に開催した検討委員会を経て、道路を掘削せずに下水管の内部から修復する工法で復旧を進め、令和9年度末を目標に復旧作業を完了させることとした。

(4) 住民説明

相模原市や東京電力と連携を図りながら、事故現場周辺の5自治会に居住する住民を対象に、説明会を4回開催するとともに、現地の作業状況やモニタリングの結果などについて、東京電力、県及び相模原市のホームページで周知を行い、住民の不安を解消する取組を実施している。

2 今後の予定

県は、工事を実施する東京電力に対し、一日も早く下水管が復旧できるように、働きかけを行っていく。

また、相模原市や東京電力と連携を図りながら、二次災害の防止に向けたモニタリングを継続し、現地の安全の確保に努めていく。

参考資料

1 事故概要

東京電力発注のシールド工事において、県が管理する流域下水道の下水管の上部を破損させた。

- ・破損箇所 相模原市中央区上溝2560番地付近
(県道46号(相模原茅ヶ崎)(相模原市管理))
- ・破損施設 相模川流域下水道左岸幹線
(シールド管 内径1,800mm)
- ・下水管の使用範囲 約12万人(相模原市中央区と緑区の一部)

2 経緯

- 令和7年8月29日 東京電力から、流域下水道整備事務所に、下水管を損傷させた可能性があるとの報告
- 9月1日 県は、管の内部の損傷を確認するため、事故現場の下流にあるマンホールからテレビカメラを入れ、緊急調査を実施したが、堆積物の影響により調査を中止
- 9月2日 上流側のマンホールから再度テレビカメラを入れて調査をした結果、管の上部が約50mに渡り破損していることが判明
- 9月3日 事故発生をお知らせするため、知事臨時会見を開催
県は、二次災害の防止対策や復旧方法などの技術的検討を行うため、国土交通省に支援を要請
- 9月11日 現場状況や関係者の対応方法を共有することを目的に、県、相模原市及び東京電力等で構成する実務者連絡会を設置
- 9月29日 県及び相模原市が、有識者で構成する検討委員会(第1回)を開催し、二次災害防止対策等を検討
- 10月1日 事故現場の周辺住民を対象に説明会を開催
(以降、地区を変えて16日、20日、21日にも開催)
- 10月5日 東京電力が、地下水の流入防止のため止水作業に着手
- 10月28日 東京電力が、下水管内の堆積物の除去作業に着手
- 11月26日 検討委員会(第2回)を開催し、これまでの対応状況の確認を行い、下水管の復旧方法を検討

- 令和8年1月6日 下水管内の堆積物の除去が完了
 - 1月22日 地下水の流入防止のため止水作業が完了
 - 3月2日 検討委員会（第3回）を開催
- 委員会の結果を踏まえ、道路を掘削せずに下水管の内部から修復する工法で復旧を進め、令和9年度末を目標に復旧作業を完了させることとした

3 事故箇所図

- 相模川流域下水道左岸幹線



IX 県営住宅におけるPFI事業の検証結果について

1 検証の趣旨

県営住宅は、平成31年3月に策定した「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」において、建設後おおむね50年が経過し建替えの時期を迎える住宅が急増することから、老朽化した団地を今後30年間で年間約900戸ずつ建て替えていくこととした。

建替えを効率的に進めていくため、これまでの県直営方式に加え、PFI事業を導入することとし、令和4年10月から上溝団地（相模原市中央区）及び追浜第一団地（横須賀市）の2団地で、PFI事業による建替えを試行的に実施している。

今後のPFI事業などの民間活力の導入に向けて、このPFI事業の効果を検証する。

2 検証の概要

上溝団地の全3工区（21棟、460戸）のうち、1工区（10棟、205戸）が令和7年3月に完成し、同年5月には入居者の本移転が完了したことから、主に上溝団地を対象として、検証を実施した。具体的には、「事業費の削減」、「事業期間の短縮」、「県内経済への波及効果」、「事業規模の設定」などについて、PFI事業と県直営方式を比較し、発注準備段階から契約段階、事業実施段階を経て、事業完了段階までの効果を検証した。

3 検証結果の概要

(1) 事業費の削減

上溝団地の1工区では、契約段階で約732百万円（約11%）の削減が見込まれていた。その後、建設費用の物価変動等を反映させるために事業費を増額したが、事業完了段階でも約841百万円（約11%）が削減されており、契約段階と同程度の割合で事業費が削減されていた。

(2) 事業期間の短縮

上溝団地では、契約段階で見込まれた約5か月の短縮が、全体事業の完了段階においても引き続き見込まれている。

(3) 県内経済への波及効果

上溝団地、追浜第一団地ともに、事業者からの提案の評価に当たっては「県内経済への配慮」を審査項目とし、評価点の合計100点のうち7点を配点した上で事業者の選定を行い、契約段階では事業者が提案した県内企業への発注予定額を遵守するよう求めたことなどから、事業実施段階でも県直営方式と同程度に県内企業への発注が行われた。

このことから、P F I 事業でも県直営方式と同程度の県内経済への波及効果が確認できた。

(4) 事業規模の設定

上溝団地、追浜第一団地ともに、おおむね円滑に進捗していることから、事業規模は妥当であることが確認できた。

事業規模が大きくなると事業期間が長くなり、これにより社会経済状況の変化に伴う事業リスクが高まるので、適切な事業期間内に実施が可能な規模で設定をしていく必要がある。

(5) 今後の民間活力の導入

県営住宅の建替えにおけるP F I 事業の活用は、事業費の削減や事業期間の短縮などの観点から、県発注方式の1つとして、有効な手段であることが確認できた。

今後、効率的に年間900戸の県営住宅の建替えを進めていくため、県直営方式に加えて、P F I 事業も引き続き活用していく必要がある。

今後のP F I 事業は、事業リスクを軽減するため、事業期間を当面は5年程度とし、これに見合った150～300戸程度の事業規模としながら、県内経済に十分配慮した評価基準などとした上で実施していく。

4 今後の予定

令和8年4月～ 県営住宅におけるP F I 事業の本格実施に向けた取組開始

参考資料

上溝団地及び追浜第一団地におけるPFI事業の概要

団地名称	上溝団地	追浜第一団地
所在地	相模原市中央区光が丘3丁目1番ほか	横須賀市追浜本町1丁目119番
敷地面積	約4.71ha	約0.77ha
契約期間	令和4年10月～令和10年3月	令和4年10月～令和8年6月
契約金額	約14,325百万円	約3,949百万円
契約者名	<p>[代表企業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大成ユーレック株式会社 <p>[構成企業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洋建設株式会社 ・株式会社小俣組 ・株式会社市浦ハウジング & プランニング東京支店 ・株式会社むげん ・株式会社美都住販 	<p>[代表企業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小雀建設株式会社 <p>[構成企業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社金子設計 ・津久見建設株式会社
業務内容	<p>1 県営住宅等整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除却 <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅79棟561戸等 ○ 設計、建設、監理 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅：鉄筋コンクリート造、3階建、21棟、460戸 ・集会所 ・コミュニティルーム ・コミュニティ広場 <p>2 入居者移転支援業務</p> <p>3 用地活用業務</p>	<p>1 県営住宅等整備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 除却 <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅6棟176戸等 ○ 設計、建設、監理 <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅：鉄筋コンクリート造、6階建、1棟、120戸 ・集会所 ・コミュニティルーム ・コミュニティ広場 <p>2 入居者移転支援業務</p> <p>3 用地活用業務</p>

X 神奈川県耐震改修促進計画の改定案について

1 計画の概要

「神奈川県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」で定める法定計画として、国が定める基本方針等に基づき策定するもので、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ること等により、建築物等の安全性の向上を計画的に促進することを目的としている。

2 改定の趣旨

国が令和7年7月に基本方針を改正し、建築物の耐震化の取組の方向性を示したことや、令和6年能登半島地震で集落が孤立した事例を踏まえ、本県でも緊急輸送道路沿道建築物の耐震化をさらに促進させるため、必要な改定を行う。

3 改定に向けたこれまでの取組

令和7年11月	市町村や庁内関係部局への意見聴取
令和7年12月	建設・企業常任委員会に改定素案を報告
令和7年12月～令和8年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ

4 県民意見募集

(1) 募集状況

改定素案を県民等に公表し、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき意見を募集した。

時期	実施方法
令和7年12月18日 ～ 令和8年1月16日	ア 県政情報センターなどで冊子を配架 イ 県のホームページへの掲載 ウ 報道機関への情報提供 エ 建築関係団体への情報提供

(2) 反映状況（意見総数 8 件）

- | | | |
|---|-------------|-----|
| A | 改定案に反映した意見 | 1 件 |
| B | 既に反映している意見 | 0 件 |
| C | 今後の参考とする意見 | 1 件 |
| D | 反映できない意見 | 1 件 |
| E | その他(質問、感想等) | 5 件 |

(3) 主な意見

- A 改定案に反映した意見
- ・ 屋根瓦の耐震対策の内容に分かりにくい箇所がある。
- C 今後の参考とする意見
- ・ 旧耐震基準の木造住宅は耐震改修よりも、除却したり建替えたりする方が現実的だと思うので、そちらに力を入れていく方が良い。
- D 反映できない意見
- ・ 住宅などの個人所有物には補助をしなくても良いのではないか。
- E その他（質問、感想など）
- ・ 新たに指定する路線において、自分の家が耐震診断を義務付けられたことはどうしたら分かるのか。

5 改定案の概要

(1) 計画期間

令和 8 年度から令和17年度までの10年間

(2) 本計画の構成

本計画は、法で都道府県計画に定めるものとされた事項を踏まえ、以下の通り構成する。

ア 計画の目的等

- ・ 計画策定の趣旨、位置づけ等

イ 計画改定の背景と課題

- ・ 大規模地震の教訓、計画の進捗状況等

ウ 建築物の耐震化の目標

- ・ 目標の考え方、設定した目標

エ 建築物の耐震化を促進するための施策

- ・ 意識啓発や各種支援、沿道建築物に耐震診断を義務付ける路線の指定等

オ 計画の推進に向けて

- ・ 市町村との連携等

(3) 主な改定内容

ア 住宅や耐震診断義務付け建築物に対する耐震化の目標

対 象		国基本方針	改定素案	現行計画
住 宅		耐震性が不十分なものを令和17年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消
耐震診断義務付け建築物	要緊急安全確認 大規模建築物 〔病院、店舗、旅館、学校等〕	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和7年度までにおおむね解消
	要安全確認 計画記載 建築物	沿道建築物 〔緊輸送道路等の沿道建築物〕	耐震性が不十分なものを早期におおむね解消	耐震性が不十分なものを令和12年度までに5割とする
		広域防災拠点建築物 〔災害時に公益上必要な建築物〕		

イ 耐震診断義務付け路線の追加

令和6年能登半島地震を踏まえ、半島部などのアクセスルートが限られる重要な路線である国道134号の一部や国道135号の一部、国道271号（小田原厚木道路）など7路線を、沿道建築物に耐震診断を義務付ける路線として新たに指定する。

ウ 旧耐震基準の建物所有者に対する意識啓発の強化

- ・ 住宅所有者へ耐震化の取組を働きかけるダイレクトメールを送付
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の所有者へ直接訪問するほか、建築基準法に基づく維持管理状況等の定期報告の機会を捉えて耐震化の重要性を周知
- ・ 新たに指定した耐震診断義務付け路線の沿道建築物の所有者に、耐震診断の実施を働きかける説明会を開催

6 今後の予定

令和8年3月 本計画を改定・公表

参考資料

【耐震化の目標を設定している建築物】

1 住宅

2 耐震診断義務付け建築物

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法で用途・規模を規定）

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場・処理場のうち大規模なもの

(2) 要安全確認計画記載建築物（地方公共団体が指定）

ア 沿道建築物

- ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物

イ 広域防災拠点建築物

- ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

【耐震診断義務付け路線】

